

医療・健康編

【医療機関への被保険者証の提示】

- ◆ 被災により健康保険や国民健康保険などの被保険者証等を紛失等して医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、住所等を申し立てることにより保険診療で受診することができましたが、平成23年7月1日から、被保険者証等の提示が必要になっています。
- ◆ 窓口負担の支払いは、7月1日からは、一部負担金等の免除証明書を提示することにより、平成24年2月29日まで一部負担金等の支払いが免除されていましたが、東日本大震災による被災地域の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会に加入の方は平成24年9月30日まで（警戒区域等の住民の方は平成25年2月28日まで）延長となっています。なお、一部負担金のうち、入院時食事療養費等の免除は平成24年2月29日までです。
- ◆ 詳しくは、健康保険については全国健康保険協会宮城県支部（Tel：022-714-6850）、国民健康保険については最寄りの市町村の窓口又は宮城県国保医療課（Tel：022-211-2564, 2565）にお問い合わせください。

【介護保険料などの減額・免除】

- ◆ 東日本大震災により、住宅が全半壊等の場合には、「介護保険料」、「介護保険利用者負担額（サービス利用料）」、「介護施設入所サービス利用時の食費・居住費」の減免があります。いずれも、平成24年2月29日まででしたが、介護保険料と介護保険利用者負担額の減免は、平成24年9月30日まで延長となっています。なお、介護施設入所サービス利用時の食費・居住費の減免は、平成24年2月29日までです。
- ◆ 詳しくは、各市町村介護保険担当窓口等にお問い合わせください。

【遺族年金等の支給】

- ◆ 今回の震災で行方不明となった被保険者の生死がわからない場合は、その方が行方不明であることが確認できる書類（事業主など第三者による証明書など）と請求者ご本人の身分を確認できるもの（運転免許証等）を持参すれば、失踪宣告を待たず、その方の死亡を3月11日と推定して遺族年金など、死亡を支給事由とする年金が請求できます。
- ◆ 添付書類など、詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。
仙台北年金事務所（Tel：022-224-0892）〔青葉区、泉区、黒川郡〕
仙台東年金事務所（Tel：022-257-6112）〔宮城野区、塩竈市、多賀城市、宮城郡〕
仙台南年金事務所（Tel：022-246-5117）〔若林区、太白区、名取市、岩沼市、亶理郡〕

大河原年金事務所（Tel：0224-51-3112）〔白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡〕
石巻年金事務所（Tel：0225-22-5115）〔石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡〕
古川年金事務所（Tel：0229-23-1200）〔大崎市、登米市、栗原市、加美郡、遠田郡〕

【健康保険、厚生年金保険等の保険料の納期限の延長】

- ◆ 被災した事業所等について健康保険、厚生年金保険等の保険料の納期限が延長されています。また、保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除や納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。（年金事務所の連絡先は前述参照。）

【年金手帳の再発行】

- ◆ 年金手帳を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。（年金事務所の連絡先は前述参照。）

【国民年金保険料の免除】

- ◆ 国民年金第1号被保険者の方で、災害により住宅、家財、その他の財産について、おむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除されます。（但し、免除期間分の年金額は2分の1になります。）
平成23年2月分以降の保険料全額免除の申請期間は、平成24年3月末日まで延長されました。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構の「ねんきんダイヤル」（Tel：0570-05-1165、IP電話・PHSからは03-6700-1165）、最寄りの市町村窓口又は年金事務所にお問い合わせください。（年金事務所の連絡先は前述参照。）

【こころの健康に関する相談】

- ◆ 震災に際して、心のケアを目的とした各種ホットラインが開設されています。
＜いのちの電話＞
日本いのちの電話連盟（Tel：☎0120-556-189）
＜労働者の心のケア＞
労働者健康福祉機構・産業保健推進センター（Tel：☎0120-226-272）
＜子どもの心のケア＞
宮城県中央児童相談所（Tel：022-224-1532）
なお、各児童相談所でも相談を受け付けます。

北部：0229-22-0030、東部：0225-95-1121、気仙沼支所：0226-21-1020

<大人の心のケア>

宮城県精神保健福祉センター（TEL：0229-23-0302）

<女性の悩み>

- ・心の相談 ホットライン・みやぎ（TEL：020-0120-933-887）
- ・配偶者からの暴力：DV相談ナビ
（TEL：0570-0-55120（24時間対応ナビダイヤル））

【特別給付金等国債の買上償還】

- ◆ 戦傷病者等の妻、戦没者等の遺族として、特別給付金・特別弔慰金の国庫債券をお持ちの方で、東日本大震災にり災し、実際に住宅等が半壊以上の被害を受けた方等は、償還金の支払期日が到来する前の賦札全部について一定の利率で割り引かれた金額で買上償還（一括して償還すること）を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、各市町村援護担当課は宮城県社会福祉課（TEL：022-211-2582）にご相談ください。

ガイドブック目次に戻る
東北管区行政評価局HPに戻る